

ふじよしだ 議会だより

第106号

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>

「明見湖(はず池)にてヨットセーリング」

6月定例会会期日程

- 6月17日 本会議（開会）
- 6月22日 本会議
- 6月24日 総務経済委員会
- 6月25日 文教厚生委員会
- 6月29日 本会議

- 会期の決定 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託
- 市政一般質問
- 付託議案の審査
- 付託議案の審査
- 各委員長からの報告 ● 議案の追加提案 ● 各議案の採決
- 監査委員・固定資産評価審査委員会委員の選任
- 人権擁護委員の推薦 ● 意見書の提出 ● 特別委員の定数変更
- 議会運営委員会委員の選任 ● 常任委員会委員の選任
- 恩賜林組合・広域行政事務組合各議員の補欠選挙
- 正副議長の選挙（閉会）

六月定例会

平成二十一年六月定例会は、六月十七日開会され、十三日間の会期を終えて二十九日に閉会しました。

この定例会では、平成二十年度一般会計における継続費繰越計算書など報告四件をはじめ、条例の一部改正一件、補正予算一件、財産の処分一件、町の区域及び名称の変更一件、工事請負変更契約の締結一件、人事案件三件、合計十二件の市長提出議案を審議し、すべて承認、可決、同意しました。また、議員提案による意見書四件、特別委員の定数変更一件が可決されました。

さらに、議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、恩賜林組合議員並びに広域行政事務組合議員の辞任に伴う補欠選挙が行われました。なお、正副議長の選挙が行われ第五十八代議長に太田利政議員が、第五十六代副議長に勝俣米治議員がそれぞれ選出されました。市政に対する一般質問は一人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。

表彰

先に開催されました全国市議会議長会、及び山梨県市議会議長会の各総会において、議員永年勤続（10年）一般表彰を加々美宝議員、渡辺忠義議員、渡辺孝夫議員、宮下正男議員、渡辺利彦議員、戸田元議員がそれぞれ表彰され、6月定例会初日の本会議前に、表彰状と記念品の伝達が行われました。



渡辺利彦 議員



渡辺孝夫 議員



加々美宝 議員



戸田 元 議員



宮下正男 議員



渡辺忠義 議員

就任あいさつ



議長
太田 利政



副議長
勝俣 米治

市民の皆様には、平素より市政各般にわたり、深くご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先の六月定例会におきまして、議員各位のご推挙により私たち両名が議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、その職務の重大さを痛感しているところであります。

ご承知のように、昨年来からの経済不況は百年に一度と言われるほど厳しいものであり、官民がそれぞれの立場で、この経済危機を乗り越えるために東奔西走の努力を重ねているところであります。

また、行政においては、地方分権の波がさらに高まる中、行財政改革の推進、地方議会の在り方、またその役割等がさらに重要視されつつあります。

このような状況の下、本市には演習場対策、産業経済の活性化、少子高齢化対策、教育文化の向上など重要課題が山積いたしております。

これらの施策の推進・諸課題の解決のため執行機関とともに専心努力し、市民福祉の向上と市勢伸展のため全力を傾注してまいります。私たち議会に課せられた責務であると考えております。

議会改革を推進していく中で、市民の皆様の信頼と期待に応えられる議会運営を目指して、万全を期してまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

人事案件

議会の構成変わる

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

菅谷 正也氏（上吉田四丁目四番一五号）

人権擁護委員

加藤 麗蔵氏（小明見二一六七番地）

荒井 繁氏（下吉田七五八番地）

渡邊 治信氏（下吉田一七八七番地の三）

滝口 哲夫氏（上暮地六丁目七番三号）

宮下 善男氏（大明見一九番地の一）

委員長研修

七月三十日、三十一日、正副議長、議会運営委員長、各委員会委員長等が参加し、議会運営や、政務調査費などについて、活発な意見交換が行なわれました。



塩尻市議会にて

定例会最終日の六月二十九日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員、各常任委員会委員の選任、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組會議員、富士五湖広域行政事務組合議會議員の補欠選挙が行われました。

また、演習場対策特別委員会委員、織物等産業振興対策特別委員会委員の定数がそれぞれ二十名に変更されました。

なお、議会選出の監査委員には、佐藤みどり議員が選ばれました。

【議会運営委員会】

委員長 土橋舜作 副委員長 奥脇和一

委員 渡辺忠義 宮下正男 戸田 元 及川三郎

【総務経済委員会】

委員長 戸田 元 副委員長 宮下正男

委員 太田利政 土橋舜作 奥脇和一 及川三郎

委員 秋山晃一

【文教厚生委員会】

委員長 横山勇志 副委員長 佐藤みどり

委員 渡辺嘉男 渡辺信隆 加々美宝 渡辺忠義

委員 渡辺利彦

【建設水道委員会】

委員長 渡辺幸寿 副委員長 松野貞雄

委員 宮下 豊 勝俣 進 渡辺孝夫 勝俣米治

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組會議員】

（補欠選挙）（明見区域）

土橋 舜作

【富士五湖広域行政事務組合議會議員】

（補欠選挙）

松野貞雄 加々美宝 佐藤みどり 及川三郎

【議会選出監査委員】

佐藤みどり

六月の定例会において、編集委員の交代がありました。

市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

《編集委員会》

委員長 土橋 舜作

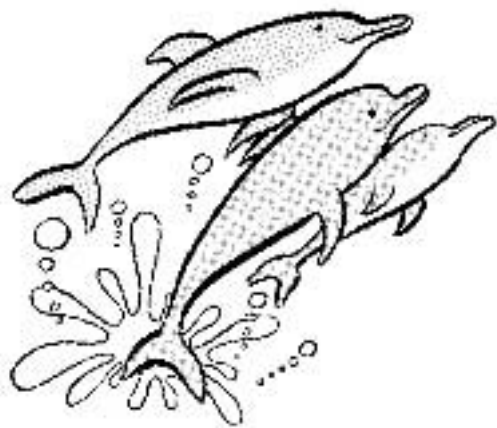
委員 奥脇 和一

渡辺 忠義

宮下 正男

戸田 元

及川 三郎



委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

総務経済委員会

審議案件

議案第六十一号

財産の処分について

議案第六十三号

平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算

(第二号)

審議結果

議案第六十一号について

本案は、財産の処分についてでありまして、本市と丸勝産業株式会社との間で平成十六年四月三十日に取り交わしました、富士吉田市工業団地内区画の売買契約に沿って、無償使用貸借期間の満了前までに、丸勝産業株式会社から契約残金全額の支払いがありましたので、当該売買契約に基づき、工業団地内の小明見字大倉理五三九番九、面積五一七二・八五㎡の土地を丸勝産業株式会社へ一億三千四百五十七万六千六百九十二円で売却するものであり、妥当と認められ

ますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、売買契約が終わった時点で直近の議会に諮ったほうが契約の相手方にも親切であると考えられるので、今後は、柔軟性を持って対応すべきであるとの指摘がありました。

議案第六十三号について

本案は、平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算第三号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ二億五千八百七十一万三千円を追加し、総額を百八十七億二千九百二十六万八千円とするものであります。

歳入では、教育費寄附金八千五百十六万七千円、総務費寄附金八千万円、商工費県補助金三千四百八十八千円等を増額するものであります。

歳出では、教育文化振興基金積立金八千五百十

六万七千円、環境保全対策費積立金五千万円、母子衛生費委託料三千三十四万二千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、新エネルギー推進基金管理事業については、故羽田辰夫氏の遺志を尊重し幅広く、市民全体に行き渡るような施策に利用していただけるよう、太陽光パネル設置の際の補助金の増額や、水力発電事業の推進などの事業展開がなされるよう要望がありました。

ファミリーサポート事業における病児保育事業については、実態調査の結果をみるなかで事業を推進し、また、緊急雇用創出事業を利用した子育て支援事業の推進に向け、努力されるよう要望がありました。

ステーションパトロール指導強化事業については、ステーション以外の場所の不法投棄についても引き続き努力するよう

要望がありました。

新倉南線整備事業(一区)については、移転が必要とされる市営住宅の居住者の問題も含めて、西丸尾の市営住宅の建替など、総合的に市営住宅の今後の入居者と既存の住宅のバランスを検討し、市営住宅の確保という問題について取組んでほしいとの要望がありました。

び台帳改定事業については、コンピュータ化した結果、齟齬が生じたことに関して、まず市民の協力、理解を得てその対処を三月までにすべきである。また、昔からのさまざまな問題については、十分な現地調査を踏まえ、市民のみなさんの理解を頂けるような考えで対処すべきであり、補正予算という形でなく当初予算からこの事業に対応する予算が計上されていないと指摘がありました。

以上のとおり報告いたします。

文教厚生委員会

審議案件

議案第六十号

富士吉田市基金条例の一部改正について

議案第六十二号

町の区域及び名称の変更について

審議結果

議案第六十号 議案第六

十号について

本案は、「富士吉田市基金条例」の一部改正であります。本市への新エネルギーの導入並びに市民への普及の促進を図ることを目的として、新たに新エネルギー推進基金を設置するものであり、妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお審査の中で、故羽田辰夫氏の環境保全に対する遺志を尊重して、小水力発電についても、有望な地域を、費用対効果を含めて精査し、できるだけ早く取組むようにとの要望がありました。

故羽田辰夫氏の教育に対する遺志を尊重して、新図書館完成の暁には、故人の本市教育行政に対する功績を何らかの形で残していただきたいとの要望がありました。

太陽光発電等の新エネルギーの導入は、地球温暖化防止のための施策であるから、二酸化炭素排出量の削減の度合い等を数値で示す中で、その普及に努めるようにとの要望がありました。

議案第六十二号について

本案は、町の区域及び名称の変更についてでありまして、昨年の六月定例会で議決をいただきました上吉田及び下吉田の一部地域の住居表示につきまして、新町名を中曾



根一丁目から四丁目までとし、また上吉田の一部を松山一丁目に編入することについて、本年十一月二十四日から実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、住居表示については、道路整備等に併せて実施するのではなく、全市的な計画に基づき、毎年予算化する中で、継続的に実施するようにとの要望がありました。

～ 臨時会の開催について ～

【第2回臨時会】

平成 21 年第 2 回臨時会は平成 21 年 5 月 29 日（会期 1 日間）に開催されました。

議案第 49 号、「富士吉田市長等の給与条例等の一部改正について」

議案第 50 号、「富士吉田市職員給与条例の一部改正について」

人事院臨時勧告並びに昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえ、本年六月に支給する市長、副市長、教育長の期末手当を減額するため、また一般職員の期末手当及び勤勉手当を減額するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決されました。

議案第 59 号、「富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

議員提案により本年 6 月に支給する市議会議員の期末手当を減額するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決されました。

【第4回臨時会】

平成 21 年第 4 回臨時会は平成 21 年 7 月 10 日（会期 1 日間）に開催されました。

議案第 73 号、「工事請負契約の締結について（まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（建築主体）工事）」

議案第 74 号、「工事請負契約の締結について（まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（電気設備）工事）」

議案第 75 号、「工事請負契約の締結について（まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（機械設備）工事）」

議案第 76 号、「工事請負契約の締結について（防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（建築主体）工事）」

議案第 77 号、「工事請負契約の締結について（防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（電気設備）工事）」

議案第 78 号、「工事請負契約の締結について（防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（機械設備）工事）」

市民文化エリア整備事業の請負契約六議案が可決されました。

【第5回臨時会】

平成 21 年第 5 回臨時会は平成 21 年 7 月 29 日（会期 1 日間）に開催されました。

議案第 79 号、「工事請負契約の締結について（富士吉田市立下吉田第二小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」

富士吉田市立下第二小学校屋内運動場改築工事の請負契約が可決されました。

市政一般質問

6月

六月二十二日、本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。
なお、全文については、次期定例会（九月）より、市立図書館において閲覧できます。

(質問順)

佐藤みどり議員

秋山 晃一議員



佐藤みどり議員

女性特有のガン対策と検診受診率の向上について

一回目の質問

平成十九年度の本市の乳ガン、子宮頸ガン等の受診率は、県下でも他の市町村と比べて大変低い数値となっている。

受診率が上がらない原因分析と、市民の健康を守り安心して生活する為には、健康診断はきわめて重要な政策であると思うが、検診

お考えは。

一回目の市長答弁

これまで、がん検診の受診対象者の拡大、土日など市民の利用しやすい受診日の設定、また申し込みをホームページからでも可能とするなど、受診率向上に向けた具体的な取組みを進めてきたところである。本市としても、国が目標とする

受診率五十%を目指し、多くの市民が受診しやすい環境づくり、体制の整備、啓発活動等に取り組んで参りたいと考えている。

特定健診と無料検診クーポン券との関連については、無料検診クーポン券と本市で行っている特定健診については、本年度においては、検査機器の関係で実施できる体制を取ることはできないが、今後のこの事業の継

対応して参りたい。

受診率向上のための取組

みについては、女性医師による検診については、女性の外科・産婦人科医師の絶対数の不足、また、休日検診については、検診に従事する人員確保の面などにより、実施することが難しい状況にある。

本市においては、「秋のレディース検診」として乳がん検診を実施してあるが、検診時におけるマンモグラフィ撮影時には、これまで同様に検診機関に対して女性技師を要望していくとともに、現在行っている集団検診の実施についても、継続して参りたいと考えている。

今後においては、休日検診や検診車の導入などを検診機関と協議、検討し、受診率向上に向けた受診体

制の改善に取り組む所存である。

乳がん、子宮頸がん検診の費用負担については、がん検診をひとりでも多くの女性の方が気軽に安心して受診できるよう、制度の導入目的や医療費の軽減等を十分に検証し、その負担軽減については、財政状況が厳しい中ではあるが、前向きに検討して参りたいと考えている。

一回目の質問

女性医師による検診や休日検診も今年度は実施することが難しい状況となると、どのような方法で受診率をアップするのが。

無料クーポン券の配布をきっかけに、検診の必要性を訴え、実施へと結びつけていくことが大切であると思う。その為にも、是非、若い方達が気軽に受診出来る環境づくりを、検討してみたいかがか。

国の受診率アップを目標としての無料クーポン券の発行と合わせて、緊急経済対策の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、市民の健康維持の為に活用しては

無料クーポン券の支給基準日は、六月三十日となっ

たが、対象年齢で、今年度それ以前に受診した人への対応はどのようにされるのか。

無料クーポン券は、今年一年の緊急対策として本年度一回となっているが、一回では目標には達しない。恒久的に続けられるよう国へ働きかけをお願いしたいと思うが、市長はいかがお考えか。

一回目の市長答弁

受診率の向上については、すでに、がん検診の啓発活動や集団検診日の増設、また、受診者の都合に合わせて医療機関で検査のできる個別医療機関検診などを実施しており、受診しやすい環境づくりに努めている。

今回の検診手帳と無料クーポン券の配布については、本市としても、がん検診の受診率向上のための好機として捉え、乳幼児健診等において無料クーポン券の活用を若い世代の方々へ周知するなど、啓発活動を通して、さらなる受診率の向上につなげるよう努めて参りたい。また、乳がん、子宮頸がん検診は、検査機器、医師、検査技師などの体制の確保が非常に難しい状況にあるが、その改善に向け



マンモグラフィ(乳房X線撮影装置)

関係機関と協議、検討を重ね、若い世代の方々が受診しやすい体制づくりに努めて参りたい。

乳がんエコー検査の負担軽減等については、今回の無料クーポン券については、乳がんのエコー検査でも使用できるような体制が確保できるように努めて参る。

緊急経済対策の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用については、その導入意義を含め検討して参りたいと考えている。

無料クーポン券の継続については、市長会などを通じて国へ要望するとともに、無料クーポン券の成果を踏まえ、来年度以降の乳がん、子宮頸がん検診の無料対象年齢等の検討を進め、女性の方々のがん検診として定着できるように取り組んで参りたいと考えている。

前立腺がん検診の導入とガン治療について

一回目の質問

前立腺がんは、簡単な血液検査によって高い精度で早期発見できる。

この検査は、「PSA検査」と呼ばれ、前立腺だけで作

られるPSA（前立腺特異抗原）というタンパク質が、がんになると血液中に放出されることを利用し、簡単に早期発見ができ、生命を守る事が出来る検査を定期検診の中に取り入れていくのはいかがか。

この検査の導入についてのお考えは、多くのガンに罹患した方への治療について、住民の多くが、身近な市立病院で出来る限り治療が受けられるような体制を望んでいる。「地域がん診療拠点病院」として、富士吉田市立病院が活用できるように国、県へのさらなる働きかけをしていただき、実現に向けて推進をお願いしたいと思う。市長の思いをお聞かせ願う。

一回目の市長答弁

前立腺がん検診の導入については、国の「がん検診実施のための指針」では、がん検診の項目としてまだ認められていないため、本市としては、検診に導入はしていないが、特定健診時にオプション検査項目として希望者には、「PSA検査」が受診できるようにしている。

今後、「PSA検査」の導入については、本市の疾

病状況や検査の有効性などを踏まえ、検討して参りたいと考えている。

地域がん診療連携拠点病院としての条件整備については、地方の自治体が負担するには重過ぎる状況であるので、この問題を本市だけの問題として捉えるのではなく、広域的な問題として捉え、国及び山梨県などに地域事情を踏まえる中で、財政支援など柔軟な対応を働きかけているので、今しばらく状況を見守っていただきたい。

二回目の質問

国に先駆け、まず、節目の年齢を決めて費用の一部を市で負担して実施し、検査への動機付けを行ってはいかがか。

費用は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一部を、市民の健康推進のために使われたら良いのではないかと、市長の考えは、

二回目の市長答弁

五十歳以上の男性の方への「PSA検査」の導入など、その必要性は十分認識している。今後はその実施に向け、対象となる年齢や検診費用の助成など、より効果的な検診体制の確立に向け検討して参りたいと考

えている。

介護支援ボランティア制度の導入について

一回目の質問

介護保険制度における地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成十九年五月から可能になった。

ポイント制で実質的な介護保険料の軽減につながる地域貢献できる。ボランティア参加者自身の介護予防にも役立つという二つの観点から、「一石三鳥」になるといわれる素晴らしい「介護支援ボランティア制度」である。この制度の導入について、市長のお考えは、

一回目の市長答弁

この制度は、ポイント制により介護保険料負担の軽減などが受けられることから、健康で社会活動に意欲のある高齢者にとってだけ

でなく、ボランティア活動にあまり関心のない高齢者の方にとっても、大変魅力あるものであると同時に、制度の地域への定着は、市民のボランティアに対する意欲の向上と、ボランティアを行う高齢者の生きがいにもつながり、ひいては本市の介護保険事業の充実にも寄与するものと確信している。

すでに、本市においては、高齢者のボランティア活動として、一人暮らしの高齢者や特別養護老人ホームの入所者、また寝たきり高齢者への訪問等が行われている。今後は、こうしたボランティア活動を介護の分野にも広げ、高齢者による介護ボランティア活動が地域に根付くような方策について、高齢者や介護事業所など、より多くの関係者、関係機関と協議を進め、本市の実状に合った事業の実施に向けて協議を進めて参りたい。

二回目の質問

現在、行われているボランティア活動との違いは、ボランティアをしながら自分自身にもポイントをいただき、介護保険料が安くなるの特典があることであ

る。それが制度化されると、ボランティア活動への励みになり、活動を継続して行うことが出来、高齢者の生きがいづくりにもつながると思う。

介護保険を利用しない健康な高齢者にとって、保険料の軽減は魅力であり、組織化することで、仲間づくりと健康づくりにつながり、この活動が高齢者にとっての誇りになったら良いと思う。介護支援ボランティア制度のポイント制導入について市長の見解は、

二回目の市長答弁

介護支援ボランティア制度のポイント制導入について、間接的な介助などボランティアでも可能な介護支援は、介護事業所にとっても、人手不足解消の大きな援助になるものと考えている。

介護支援ボランティアの報酬をどのような形で受けるのか、さらには、取得したポイントの報酬について、市民、介護事業所、関係団体等と十分な協議を重ねる中で、ボランティア参加者、介護事業所等関係者にとって、有益で活発に運用される仕組みづくりを進めて参りたいと考えている。



秋山 晃一 議員

介護保険について

一回目の質問

本市では、介護保険施設の不足から、待機者が五、六百人いるとのことだが、「小規模特養ホーム」の建設なども含めて、保険者として、高齢者が住み慣れた地域で過ごせることを考慮した対策や整備計画を持っているか。

介護保険制度を低所得者が利用しやすい制度にしていくため、利用料の減免について、研究・検討をする考えがあるか。

保険料については、保険料全体を引下げ、さらには、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置の活用とともに、現在6段階の保険料段階をさらに細分化し、低所得者層の負担を軽くする検討をしていくか。

制度の改悪により、介護

保険施設やデイサービスの食費・水道光熱費等介護保険制度の適用外となった項目に対して、市独自の補助を行う考えがあるか。

介護保険制度の問題点を改善していくにあたり、その財源として、一般会計からの繰入れ、「介護給付費準備基金」の取崩しの二点を考えるが、市長はどのように考えるか。

一回目の市長答弁

介護施設の不足については、たとえ介護が必要となっても、住み慣れた地域で余生を過ごしたいという高齢者の皆様の思いを尊重すべく、本年三月に高齢者地域支え「愛」ふじよしたプランを策定するとともに、本年度から三年間を計画期間とする「第四期介護保険事業計画」において、民間事業者の動向を見据える中で、地域密着型介護老人福祉施設の整備を計画している。

介護サービスの利用料の減免については、1割の利用者負担は介護保険制度の基本的枠組みであり、保険財政への影響等を考えると、一律に軽減することは、詳細な検討を要する。

保険料については、段階

区分の中で激変緩和への対応を進めていく。

保険料の段階の細分化については、現行の六段階制度は所得階層を適正に反映しているものと考えているので、これ以上の細分化の必要性については、今後の高齢者が置かれた状況や所得の状況等を勘案する中で、次期改正時に向け検討していく。

介護保険制度の見直しにより改正された費用負担のあり方については、利用者負担軽減制度等、当面は制度に沿った運用を行っているが、利用者の状況や要望等を勘案する中で、市独自の補助制度等について検討していく。

介護保険に係る財源についてであるが、一般会計から介護保険財政への繰入れについては、介護保険法において、十二・五％と定められているので、法定外の繰入は難しい。

また、介護給付費準備基金の取り崩しについてはあるが、本年度からの第四期の保険料については、基金を全額取り崩すことを前提に、保険料の上昇の抑制を図っている。

また、介護給付費準備基金の取り崩しについてはあるが、本年度からの第四期の保険料については、基金を全額取り崩すことを前提に、保険料の上昇の抑制を図っている。

図っている。

二回目の質問

介護施設の不足について、施設整備の需要に因應するために、この第四期にあたる三年間の中で、どこまで達成していくのか。

利用料について、介護報酬の1割の利用料負担を要する現制度が、低所得者に大変厳しい制度であるという認識を持っているか。また、その上で低所得者の利用料の減免について検討する考えがあるか。

財源については、介護保険法は、負担割合とは別に保険料の軽減や減免制度の財源として一般財源を介護保険特別会計に繰り入れることを禁止していない。市民の負担軽減のためにこの点を研究・検討していく考えはあるか。

二回目の市長答弁

介護施設の不足については、このほど県が策定した「健康長寿やまなしプラン」では、基本的に居宅介護施策を推進しているが、定員二十九名以下の地域密着型介護老人福祉施設については、平成二十三年度までに圏域内で四施設の整備が可能とされている。

本市においては、この地域密着型介護老人福祉施設

の整備を計画しており、具体的には、当該施設の建設に向け、来年度に設置者を公募し、第五期事業計画が開始する平成二十四年度当初からの利用開始を目標に準備を進めている。

利用料の1割負担は低所得者にとっては、大変厳しいものと認識しているため、現行の介護保険制度の枠組みの中で、低所得者への対策として、特定入所者介護サービスの給付、高額介護サービス費の給付など、五つの軽減策を実施している。低所得者のサービス利用時の自己負担の軽減については、当面、既存の制度等の運用で対応していくが、低所得者の利用状況等を勘案する中で、更なる軽減策のあり方について、研鑽していく。

財源については、法定外の繰り入れは困難であり、当面は、現行の介護保険制度に基づく財源負担の枠組みの中で運営していく。しかし、国の制度改正等の状況、介護サービス給付費の推移等を見据える中で、制度の運営や財源等について、研究・検討していく。

財源については、法定外の繰り入れは困難であり、当面は、現行の介護保険制度に基づく財源負担の枠組みの中で運営していく。しかし、国の制度改正等の状況、介護サービス給付費の推移等を見据える中で、制度の運営や財源等について、研究・検討していく。

財源については、法定外の繰り入れは困難であり、当面は、現行の介護保険制度に基づく財源負担の枠組みの中で運営していく。しかし、国の制度改正等の状況、介護サービス給付費の推移等を見据える中で、制度の運営や財源等について、研究・検討していく。

財源については、法定外の繰り入れは困難であり、当面は、現行の介護保険制度に基づく財源負担の枠組みの中で運営していく。しかし、国の制度改正等の状況、介護サービス給付費の推移等を見据える中で、制度の運営や財源等について、研究・検討していく。

同じ介護保険制度の下に

同じ介護保険制度の下に

ありながら、利用料を独自に減免している自治体は、昨年四月で全国に三八三自治体あるが、これらの自治体の取組みを研究、検討してはどうか。

財源については、厚生労働省は、介護保険の保険料削減や減免制度の財源として、一般会計から繰り入れないよう、繰り返し指導しているが、それは助言に過ぎない。政府も参議院厚生労働委員会や「地方自治体地方自治法上従うべき義務」という、法律上の義務はない」と答弁している。こうした点を考慮しても、法制上「法定以外の繰り入れは困難」と考えるか。

低所得者への利用料の軽減措置については、現行制度の枠組みの中で、その対策として、現在、5つの軽減策を実施しているが、今後においては、低所得者の利用状況等を勘案する中で、更なる軽減策について、他の自治体の状況等を含め、研鑽していく。

三回目の市長答弁

低所得者への利用料の軽減措置については、現行制度の枠組みの中で、その対策として、現在、5つの軽減策を実施しているが、今後においては、低所得者の利用状況等を勘案する中で、更なる軽減策について、他の自治体の状況等を含め、研鑽していく。

財源については、法定外の繰り入れは困難であり、当面は、現行の介護保険制度は、介護を社会全体で支える社会保険方式をとっており、その給付財源も保険料で半分、公費

財源も保険料で半分、公費

で半分を賄っているように、社会保険制度を運営するための大原則に基づいていることから、介護保険財政は、独立の特別会計という形で運営されているものと認識している。

したがって、新たに一般財源という公費を投入することは、制度存続の上からも適当ではないと考えている。

看護専門学校と 看護師の確保について

一回目の質問

看護師不足が大きな社会問題になっている中、市立病院においても、看護師の確保は、医療内容の充実とともに、業収益の増加にもつながり、公立病院としての役割の維持と経営の改善のためには重要課題のひとつであるが、これについてはどのような見通しと計画を持っているか。

市立病院に大勢の看護師を輩出している看護専門学校の閉校についての記事を目にしたが、看護師の大幅増員の必要性を考えれば、地域の実態に見合った「看護師養成確保計画」の策定



看護専門学校の実習風景

と合わせて、看護専門学校の充実を図るべきであると考えないか。

看護専門学校について、学ぶ場としての施設設備等について、学生や教員等現場からの直接の声を聞くことが必要であると考えているが、いかがか。

この学校は、郡内唯一の看護師養成学校であるという観点から、現在二千万円の県補助金の増額を求めるとどうか。また、同じように国に対しても補助を求めるべきではないか。

一回目の市長答弁

看護職員の確保は非常に厳しく、修学資金制度の充実、助産師免許取得特別支援制度の創設、分娩手当の新設など、様々な確保対策を実施することで五十二名を確保したが、その反面、医療を取り巻く厳しい状況から退職者も相当数あり、結果として、微増に留まっている。今後においても、勤務環境の整備をさらに推進しながら、人員の確保に努めていきたい。

看護専門学校については、看護師確保の重要度が増す中で、その果たす役割も重

要度を増しており、住民はもとより保健、医療等の関係機関の本校に寄せる期待も大きく、また、与える影響も計り知れない。

看護専門学校については、看護師養成確保を計画的に進めるために、市立病院を抱える市として設立したものと認識しているので、現状の医療情勢を踏まえ、まずは関係機関と存続に向けた協議を進めながら、看護師確保の要請に応えていきたい。

現場からの直接の声を聞くことについては、学校運営等において、教師と学生のコミュニケーションの場の確保を図るとともに、実習病院との連携の中で臨地実習指導者会議等を定期的に開催し、実習内容をはじめ、現場の声を学校運営に反映することに努めている。

財政的な問題については、看護専門学校の経営は、非常に厳しい状況にあるので、これまでと同様に補助金の増額について、あらゆる機会を通じ県に対し強く要望していく。また、国においては、学校運営費の一部について地方交付税措置を講じていただいているが、県との連携を図る中で、国庫

補助金の交付についても要望していきたい。

一回目の質問

看護師の確保については、大変な努力にもかかわらず、大幅な増員はならなかったようだが、看護師確保の展望について、さらに一歩踏み込んだ答弁をいただきたい。

看護専門学校の存続に向けた協議については、その相手として市立病院関係者及び看護専門学校の教師や学生も対象か。

看護専門学校について、さらに多様な補助金などの財源を探索していくつもりがあるか。

一回目の市長答弁

看護職員の確保は非常に厳しい見通しであるが、このような中、看護職員の確保に向け、市立病院ホームページや本市広報への募集の掲載、ハローワークへの求人広告、看護師養成学校などへの募集要項の配布などを行うとともに、実際の看護現場において、中学生を対象とした職場体験や高校生を対象とした1日看護師の実施等を行っている。

さらには、現在勤務している看護職員の「離職防止」「定着確保」も重要なこと

から、これまでの様々な環境整備に加え、本年1月に看護職員を対象として実施した満足度調査のデータを活かし、働き続けやすい職場づくりについて検証し、市立病院に必要な人員の育成と確保に努めていきたい。

看護専門学校の存続に向けた協議については、市立病院及び看護専門学校も協議の対象として、庁内組織で検討を行う。

また、教師と学生とのコミュニケーションの場の確保や臨地実習指導者会議等の開催により、それぞれの意見が現場の声としてこの庁内検討組織の協議内容に反映させていく。

次に、運営財源の確保については、保健師助産師看護師法の規定に基づき看護師養成所等を設置した社会福祉法人等に対し、山梨県が交付している補助金について、看護専門学校にも適用していただくよう県にお願いしていくとともに、従来の県補助金についても、補助金額算定に際し限度額を設けず補助対象事業費の四十％に相当する補助金を交付する手立てを講じていただくよう引き続き要請していく。

議案の処理結果（第2回臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第1号	専決処分報告について	承認	富士吉田市税条例等の一部改正の専決処分報告であり、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税における住宅ローン特別控除の創設、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の継続など、所要の改正を行ったもの
報告第2号	専決処分報告について	承認	富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分報告であり、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、介護納付金課税額の限度額引き上げ、上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合の課税特例措置の追加など、所要の改正を行ったもの
報告第3号	専決処分報告について	承認	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算第9号の専決処分報告であり、歳入歳出にそれぞれ5,445万1千円を追加し、総額を208億2,748万7千円としたもの
報告第4号	専決処分報告について	承認	平成20年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第3号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ2,000万円を減額し、総額を25億3,305万8千円としたもの
報告第5号	専決処分報告について	承認	平成20年度富士吉田市老人保健特別会計補正予算第2号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ1,818万4千円を減額し、総額を5億1,792万6千円としたもの
報告第6号	専決処分報告について	承認	平成20年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の専決処分報告であり、歳入歳出からそれぞれ1億629万6千円を減額し、総額を6億3,575万2千円としたもの
報告第7号	専決処分報告について	承認	平成20年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算第1号の専決処分報告であり、消費税還付金繰入金63万6千円を減額し、財政調整基金繰入金を63万6千円増額したものの
議案第49号	富士吉田市市長等の給与条例等の一部改正について	可決	本年6月に支給する市長、副市長、教育長の期末手当を減額するため、所要の改正を行うもの
議案第50号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	本年6月に支給する一般職の職員の期末手当及び勤勉手当を減額するため、所要の改正を行うもの
議案第51号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	可決	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築に係る計画認定等の事務に係る手数料の徴収を行うため、所要の改正を行うもの
議案第52号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ2,814万円を減額し、総額を184億7,186万円とするもの
議案第53号	平成21年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ83万5千円を減額し、総額を18億4,085万9千円とするもの
議案第54号	平成21年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ20万5千円を追加し、総額を55億4,227万円とするもの
議案第55号	平成21年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ84万6千円を減額し、総額を27億3,498万4千円とするもの
議案第56号	平成21年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ7万4千円を減額し、総額を1,825万4千円とするもの
議案第57号	平成21年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出からそれぞれ334万4千円を減額し、総額を1億8,463万5千円とするもの
議案第58号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出からそれぞれ130万5千円を減額し、総額を184億7,055万5千円とするもの
議案第59号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の行一部改正について	可決	本年6月に支給する市議会議員の期末手当を減額するため、所要の改正を行一部改正について行うもの

議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第8号	継続費繰越計算書について	報告	平成20年度から平成21年度までの2か年継続事業、大明見下の水線整備事業外2件につき、平成20年度の年割額のうち438万4,856円を翌年度へ逐次繰越したもの
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成20年度一般会計において、定額給付金事業外11件11億3,235万8,952円を翌年度へ繰越したもの
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成20年度国民健康保険特別会計において、国保特定健康診査等事業498万1,000円を翌年度へ繰越したもの
報告第11号	繰越明許費繰越計算書について	報告	平成20年度後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療賦課事業577万5,000円を翌年度へ繰越したもの
議案第60号	富士吉田市基金条例の一部改正について	可決	本市への新エネルギーの導入並びに市民への普及の促進を図ることを目的とし、新たに新エネルギー推進基金を設置するもの
議案第61号	財産の処分について	可決	平成16年4月30日に締結した富士吉田市工業団地内区画の販売契約に基づき工業団地内の小明見字大萱理539番9、面積5,172.85平方メートルの土地を丸勝産業株式会社へ1億3,457万1,692円で売却するもの
議案第62号	町の区域及び名称の変更について	可決	上吉田及び下吉田の一部地域の住居表示について、新町名を中曽根一丁目から四丁目までとし、また上吉田の一部を松山一丁目に編入することについて、本年11月24日から実施するもの
議案第63号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）	可決	歳入歳出にそれぞれ2億5,871万3千円を追加し、総額を187億2,926万8千円とするもの
議案第64号	工事請負変更契約の締結について	可決	防衛関係事業（8条）（仮称）土丸尾公園整備事業土木工事（2工区）工事請負契約の締結について審議するもの
議案第65号	富士吉田市監査委員の選任について	同意	富士吉田市監査委員に佐藤みどり氏（上吉田五丁目8番11号）を選任するもの
議案第66号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員に菅谷正也氏（上吉田四丁目4番15号）を選任するもの
議案第67号	人権擁護委員の推薦について	同意	人権擁護委員に加藤麗蔵氏（小明見2167番地）、荒井繁氏（下吉田758番地）、渡邊治信氏（下吉田1787番地の3）、滝口哲夫氏（上暮地六丁目7番3号）、宮下善男氏（大明見19番地の1）を選任するもの
議案第68号	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
議案第69号	基地対策関係予算の増額等を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
議案第70号	教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
議案第71号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの
議案第72号	特別委員の定数変更について	可決	演習場対策特別委員会、織物等産業振興対策特別委員会の定数をそれぞれ20名とするもの

議案の処理結果（6月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について	選任	議会運営委員会を選任するもの
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について	選任	総務経済、文教厚生、建設水道の3常任委員会委員を選任するもの
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、明見区域の土橋舜作議員が当選
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、松野貞雄議員、加々美宝議員、佐藤みどり議員、及川三郎議員が当選
選挙第3号	選挙第3号 富士吉田市議会議長の選挙について	選挙	第58代議長に太田利政議員が当選
選挙第4号	富士吉田市議会副議長の選挙について	選挙	指名推選により、第56代副議長に勝俣米治議員が当選

議案の処理結果（第4回臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第73号	工事請負契約の締結について	可決	まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（建築主体）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの
議案第74号	工事請負契約の締結について	可決	まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（電気設備）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの
議案第75号	工事請負契約の締結について	可決	まちづくり交付金事業富士吉田市民会館・図書館建設（機械設備）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの
議案第76号	工事請負契約の締結について	可決	防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（建築主体）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの
議案第77号	工事請負契約の締結について	可決	防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（電気設備）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの
議案第78号	工事請負契約の締結について	可決	防衛関係事業富士五湖文化センター施設整備（機械設備）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの

議案の処理結果（第5回臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第79号	工事請負契約の締結について	可決	富士吉田市立下吉田第二小学校屋内運動場改築（建築主体）工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの